

雇児福発第0323002号

平成19年3月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

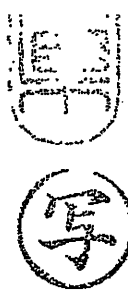
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて

配偶者からの暴力の被害者の保護及び支援については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づき施行されているところであるが、今般、母子寡婦福祉資金の貸付けに関して、千葉県より別紙1のとおり照会があり、別紙2のとおり回答したので、業務の参考とされたい。

なお、本通知については、貴職より貴部（局）の関係機関及び配偶者暴力相談支援センターとりまとめ部局、貴管内市町村への周知を併せてお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定に基づく技術的助言である。



厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長 様

千葉県健康福祉部長 

配偶者からの暴力被害者に関する母子寡婦福祉資金の貸付けについて(照会)

このことについて、母子及び寡婦福祉法上、下記のとおりのおりの取扱いをすることができると解してよろしいか、照会いたします。

記

母子寡婦福祉資金の貸付の対象者として、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号では、「配偶者から遺棄されている女子」とされているが、DV被害者等の場合、必ずしも遺棄の時点(夫等の暴力による家出という事実の発生時点等)より1年が経過していない場合でも、「遺棄されている女子」にあたりと解して、母子寡婦福祉資金の貸付を行うことができると考えるがいかが。

別紙2

雇児福発第0323001号

平成19年3月23日

千葉県健康福祉部長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

配偶者からの暴力被害者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けについて

平成19年3月12日付児第1204号により照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

- 1 遺棄されてから経過した期間、遺棄の態様等から判断して、遺棄された時点から1年以上遺棄の状態が継続すると見込まれる場合については、母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号の「配偶者から遺棄されている女子」にあたるものとして差し支えない。
- 2 以上により、母子寡婦福祉資金の貸付けのほか、母子及び寡婦福祉法上の他の措置及び支援についても対象となることについて留意されたい。